

令和2年度 大東市教育委員会 9月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和2年9月25日（金） 午後1時00分～午後2時10分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- ・ 教育長 水野 達朗
- ・ 教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（14名）

- ・ 学校教育部長 北田 吉彦
- ・ 学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・ 生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・ 学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・ 学校教育部次長兼学校管理課長 清水 鉄也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・ 学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・ 学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・ 学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・ 生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・ 生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・ 北条青少年教育センター所長 北村 孝史
- ・ 学校教育部教育政策室課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第30号
令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価報告書について
- 日 程 第 3 教委議案第31号
令和2年度文化の日の表彰について
- 日 程 第 4 教委議案第32号
令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第30号

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価報告書について

令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成したので、委員会の議決を求める。

令和2年9月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書を議会に提出し、市民に対して公開するため。

教委議案第31号

令和2年度文化の日の表彰について

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第8条に基づき、令和2年度文化の日の表彰をうけるべき者の候補を次のとおり提出し、選考を求める。

令和2年9月25日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程第4条に該当する表彰を受けるべき者の選考を行うため。

令和2年度 文化の日表彰者名簿【6名】

連番	氏名	かな	年齢	推薦団体	活動年数 (年・ヶ月)	郵便番号	住所	功績	所管課
1	大内 啓子	おおうち けいこ	84	大東市教育委員会	15.11	574-0046	大東市赤井2丁目6番8号	青少年健全育成	学校管理課
2	太田 修	おおた おさむ	76	大東市青少年指導員会	11.7	574-0016	大東市南津の辺町20番34号	青少年健全育成	生涯学習課
3	野村 誠	のむら まこと	68	大東市子ども会育成連絡協議会	20.7	574-0074	大東市谷川1丁目5番31号	青少年健全育成	生涯学習課
4	有田 三千子	ありた みちこ	50	大東市体育協会	12.7	574-0027	大東市三住町14番17号	スポーツ振興	スポーツ振興課
5	永井 登志榮	ながい としえ	80	公民館登録団体連絡会	18.9	574-0043	大東市灰塚6丁目2番31号	文化振興	生涯学習課
6	岡村 喜史	おかむら よしじ	57	大東市文化財保護審議会	14.10	611-0043	京都府宇治市伊勢田町砂田74-57	文化振興	生涯学習課

教委議案第32号

令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について

令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について、委員会の議決を求める。

令和2年9月25日提出

大東市教育委員会
教育長 水野 達朗

理 由

令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について、大阪府教育庁への回答を要するため。

令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題、アンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 各児童、各学校、各市町村教育委員会が、今後の取組みの参考となる分析資料をそれぞれ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 テスト及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年は、教科横断的な問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 テスト及びアンケートの実施日・場所・時間

(1) 実施日

令和3年5月27日（木）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② テスト及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断的な問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

4 テスト・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) テスト・アンケートの作成にあたっては、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者の代表、教育心理学・認知心理学などに関する有識者の代表、府内市町村教育委員会の代表及び大阪府教育庁の代表により構成された検討委員会により、本テストの方向性を決定する。
- (2) 検討委員会の方向性を受け、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、府内市町村教育委員会指導主事、大阪府教育センター指導主事及び大阪府教育庁指導主事により構成された、問題及びアンケート作成のワーキングチームにより、協議のうえテスト・アンケートを作成する。
- (3) 大阪府教育委員会は、テスト・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (4) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (5) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (6) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。
※ なお、大阪府教育委員会はテスト・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 テスト及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① テストの結果分析

- ア 国語、算数、理科、教科横断的な問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）
- イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

- ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況
- イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、本テストの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校によるテスト及びアンケート結果の公表

テスト及びアンケート結果については、本テストの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、本テストの趣旨に基き、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、本テストの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、本テストの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、本テストの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② テスト及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、本テストの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト及びアンケート結果について

公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 テスト及びアンケート結果の活用

テスト及びアンケートの結果から本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、本テストの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) テスト及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、テスト及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
 - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童の個人名等を取得しない方法を用いること。
 - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(5) テスト及びアンケート実施日程の変更等

やむを得ない事情により、決められた実施日にテスト及びアンケートの実施ができない場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、実施日以降に別途テスト及びアンケートを実施することができる。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断的な問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、保護者と協議のうえ柔軟にテスト及びアンケートを実施すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

8. 一般業務報告

1. 大東市体育施設条例の一部を改正する条例について

2. 2学期の学校行事について

9. 会議録

水野教育長

それでは、9月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしくお願ひします。

北田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。

水野教育長

議事に入らせていただく前に、先の9月定例月議会におきまして、令和2年9月30日に任期満了を迎えられます田中教育委員の再任議案が上程され、承認されましたことをご報告いたします。それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりしくお願ひいたします。

次に、日程第2 教委議案第30号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」の提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷課長

教委議案第30号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明をさせていただきます。

本報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和元年度に係る主要な施策や事務事業の取組状況等について、学識経験者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を実施し、その結果について報告書として作成したものでございます。さらに、本報告書は、市民への説明責任を果たすと同時に、信頼される教育行政を推進することを目的として、議会に提出すると共に、ホームページ等におきまして公表を行う必要がございます。このため、今定例会におきまして内容等をご審議いただき、報告書の作成及びおよび公開等について、ご議決を求めるというものでございます。

それでは報告書を1枚めくっていただきまして、左の目次をご覧ください。本報告書では、令和元年度実施の主要事業について、学校教育部からは、昨年度より1項目少ない14項目、生涯学習部から昨年度と同内容の5項目、合計19項目について、点検・評価を実施いたしております。

学校教育部で掲出しております「不登校支援・相談事業」は、昨年度まで不登校対策事業と教育相談事業と別に掲出しておりましたが、両事業の関連性において連動して遂行しておりますため、令和元年度より2つの事業を統合いたしました。

2ページから8ページまでは、「大東市教育委員会の活動の概要」として、教育委員会及び事務局各部の活動概要や各種取組状況のほか、教育委員会会議の開催状況として、議案審議や会議開催日程等の状況について、記載しておりますのでご確認ください。

9ページから46ページにかけまして、「主要な施策の点検・評価」といたしまして、教育委員会事務局各部において実施した事業等について、点検評

価シートにまとめたものとなっております。

各事業評価シートの構成および評価方法、基準等につきましては、昨年度の定例会においても、委員の皆様からご意見をいただいております。昨年度とスタイルは同じでございますが、改めて各課におきまして、ページ構成は、課によってばらつきがないよう、左のページの「目標」については、数値目標を掲げることが可能なものについては記載し、取組状況については、計画（目標）に沿って、箇条書きのスタイルで表記し、また、取組を進めるうえで得た成果や課題内容を記載しております。右のページにおきましては、これに係る自己点検および評価について、課としてなぜこの評価としたか、「目標達成度」、費用対効果等事業のやり方手段は適切かといった「適切性」「市民（児童・生徒/保護者）ニーズや事業の必要性は高いかといった「必要性」、受益者に偏りはないかといった「公平性」といったそれぞれの観点で評価を記載していただきました。

さらに第3者による外部評価と意見等を踏まえた次年度への改善および新たな取組の方向性等について、PDCAを活用した構成内容となっております。大変なボリュームとなっておりますがご確認をよろしくお願いたします。

次に47ページから49ページにかけましては、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」といたしまして、点検・評価の客観性を確保し、教育行政を推進するうえでの参考とさせていただくという観点から、学識経験者の意見のまとめを掲載しております。

なお、学識経験者といたしましては、昨年度に引き続き、大阪産業大学の西口利文教授及び元小学校長の清水検次氏の2名をお願いをし、外部評価をいただいたところです。

最後に最終50ページにおいては、「事務事業の評価のまとめ」といたしまして評価結果を一覧にし、掲載をしておりますのでご覧ください。

今回、自己評価の割合は、S～Cの5段階評価中、掲げた目標どおりの成果が得られたとするAA評価が、3項目で全体の16%、ほぼ目標どおりの成果が得られたとするA評価が15項目で79%、目標の成果がやや不十分であるとするB評価が1項目で5%となっております。また、外部評価につきましても、同様の評価割合結果となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、後半、当初掲げた状況と異なる中での取り組みを行った事業もございました。

以上が「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の主な内容についての説明でございます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いたします。

太田委員

自己評価の意識もあり、外部評価についても取り入れていかれると思います。その中でB評価のところは気になるのですが、これはあくまでも、目標に対しての結果の評価ということでしょうか。参加人数が少ない、といった

ことが大半を占めていると考えてよいのでしょうか。

新井課長

総合的教育力活性化事業について、B評価となりましたが、目標に照らし合わせた時に、どれだけ達成できたかの評価になります。今回、天候不良やコロナ禍の関係もありましたが、大きな要因として、今までと同じ内容ではなく、地域にとってどういった内容が必要かといった事業の見直しを行った結果、当初目標の参加人数が見込めなかったため、B評価となりました。

太田委員

総合的教育力活性化事業の中で立ち上げている組織として、地域教育協議会がありますが、学校サイドから見ると、地域の方が活動に出てきていただいて、学校と地域が連携して、すごく重いものがあると思います。B評価をもって、縮小の方向にいくのは嫌だなと思って、引き続きよろしく願います。

田中委員

今年度、新型コロナウイルスの対策で、長期間の休校が強いられました。それまでの間に何か対策を立てておけば、万全の体制が取れたのではないのでしょうか。どの事業にあたるかは分かりませんが、今回の評価に一文が見当たらなかったのも、来年度につなげるということで、来年度の評価になるかもしれませんが、見解を教えてください。

杉谷課長

今回、令和元年度末のあたりから自粛などがあり、各方面、事業等に影響が出ているのが実状です。その中で何ができるのかということですが、例えば、生涯学習の分野では、各施設の休館などにより、利用人数にかなり影響が出ている報告書となっています。家庭教育支援事業においても、一部事業が取りやめとなる中、今年度についてはZ o o mを使った取組が始まっています。

一方、今回A Aの評価となっています野崎青少年教育センターの関係につきましては、前年度より分析を行い、さまざまな形でニーズ把握をした結果、コロナ禍においても目標人数を上回ることとなりました。

内容にもよりますが、それぞれの事業において今年度につなげていく、というところで現在、正に取り組んでいるところです。

水野教育長

2月、3月に影響が出ていますが、特に明記されていませんか。

杉谷課長

それぞれの事業については、コロナ禍の影響についての記載がありますが、トータルの記載はしていません。中を読まないで記載されていませんので、前の方のページでコロナ禍による影響について表現することは可能です。

田中委員

次年度につなげていただければ結構かと思います。特にICT関係については、今後、どの様な方向性で進むのかといったことも大切かと思います。

水野教育長

では、文言修正は無しと致します。

齊藤委員

13ページの評価項目3「学校支援事業」の課題に「小学校への支援強化と共に専門家や外部機関との連携をより進めていく」とありますが、具体的にどのような専門家、機関になりますか。

渡邊課長

学校支援事業につきましては、地域の方に専門的な視点で学校に入ってサポートいただくというものですが、課題にもありますように、小学校での問題行動が近年増加しているため、1つは警察OBの方が、昨年度までは中学校を定期的に回っていましたが、今年度からはシフトチェンジし、小学校を

定期的に訪問することになりました。小学校に外部からの専門的な知見が入っていなかったこともあり、小学校の段階からそういった方々に関わっていただくというものです。

太田委員

同じく学校支援事業の授業等支援員ですが、小学校12校で30名の方が授業と補習学習の支援に入っておられますが、部分的に放課後等に入られているのでしょうか。授業というと1日中入られているのでしょうか。

渡邊課長

1日中入られている方はいません。たいてい、1時間から3時間で1回です。おおむね午前中で1回、午後で1回といった活用のイメージです。

太田委員

例えば、小学校1校あたりの頻度はどうですか。毎日入られていますか。

渡邊課長

毎日ではないです。パソコンの授業の時にパソコンの支援があって、この学年に活用するといった形です。そろばんをする時には、そろばんに長けた方に来ていただき、支援をいただいています。

太田委員

この事業については広げていきたいという意識ですか。

渡邊課長

小中学校とも大変有効に使わせていただいていますので、引き続き継続していきたいと考えています。

齊藤委員

32ページの評価項目12「青少年健全育成事業（北条）」の今後の取組に「センターを利用している高齢者との交流事業を検討する」とありますが、高齢者もセンターを利用しているのですか。

北村所長

当初、部屋の利用をされていた近隣の方へ、高齢者の健康増進を目的に、施設を開放し、卓球台等を活用いただいています。長期休暇は子ども達が利用していますが、1回2時間を週に2回程度利用されています。外部評価を受けた際に、高齢者の方が来られている様なら、交流事業といった取組も検討してはどうかと、ご提案いただきました。

水野教育長

37ページ「生涯学習の推進」の成果に、「図書館のInstagramのフォロワー数が292件」とありますが、思ったより少ないと感じています。目標値と今後の活用について、どのように考えていますか。

平岡課長

目標値の設定は特に決めていませんでしたが、図書館の利用が比較的、高齢者の方が多く、もっと子育て世代、若年層の方にもご利用いただきたい、ということで、そういった方々に人気のInstagramを活用し、図書館情報を発信することで足を運んでいただく策として実施しました。フォロワーとして登録していただいた方が、期待していた世代の方々だったため、一定、成果として記載しました。今後、より増やしていけるように情報発信に努めてまいります。

水野教育長

4月から教育委員会公式YouTubeチャンネルも稼働し、発信していますが、登録者数は360人です。公民館チャンネルもありますが、諸々の情報発信媒体の登録者数が人口約12万人からいくと、とても少ないです。新しいツールを活用するチャレンジ精神は素晴らしいですが、どう広げるかといったことは、引き続きの課題になってくると思います。今回、インスタを成果として挙げていただきましたが、同時に課題でもあると思っています。

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第3 教委議案第3 1号「令和2年度文化の日の表彰について」提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷課長

日程第3 教委議案第3 1号「令和2年度文化の日の表彰について」の提案理由の説明をさせていただきます。

文化の日の表彰につきましては、再来月の11月3日に「文化の日表彰式典」をキラリエホールにて開催する予定であります。教育委員会表彰者につきましては、「大東市教育委員会表彰および感謝状授与に関する規程」第8条「表彰を受けるべき者の選考は、教育長の選考に基づき委員会においてこれを行う。」の規定に基づき、表彰を受けるべき者の選考を行うため、本委員会に議案を上程させていただくものでございます。

この度の教育委員会表彰候補者は、同規程第4条に規定する本市に在住または勤務するものおよび市内で活動する団体等のものであり、なおかつ同条第1号の教育の発展に特に功績のあった方々でございます。

それでは、配布しております、文化の日表彰候補者名簿及び功績調書をご覧ください。今年の文化の日表彰候補者は、6名でございます。

順番に氏名、推薦団体および推薦理由等につきまして簡潔にご紹介をさせていただきます。なお、ご審議をいただくため、委員の皆様にご覧させていただきます功績調書につきましては、個人情報保護の関係上、この教育委員会定例会終了後に回収とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

始めに、大東市教育委員会から推薦の大内 啓子様は、大阪府薬物乱用防止教育講師として、平成17年4月から現在に至るまで、15年11カ月にわたり、毎年市内公立小・中学校の子どもたちを対象に「薬物乱用防止教室」を開催されています。小学校では主に6年生を対象に「たばこの害」について、中学校では主に1年生を対象に「覚せい剤などの薬物のおそろしさ」について講演され、子どもたちに命を大切にしてほしいという強い願いから、DVDやパネルを用いた分かりやすい教室活動を熱心に展開されておられます。国や府より薬物の危険性に関する啓発活動の充実が求められている中、子どもたちに薬物に関する正しい知識を身に付ける上で、これらの活動には多大な功績が認められます。

今年度は新型コロナウイルスの影響からYouTubeによる講演内容の配信を行いました。次年度以降「薬物乱用防止教室」は各学校薬剤師によるものに移行する予定ではありますが、引き継ぎにも積極的に協力を惜しまない姿勢です。以上により、長きに亘り青少年の健全育成に功績が多大であることにより推薦させていただきます。

次に、大東市青少年指導員会からご推薦の太田 修様は、平成21年4月から現在まで、11年7カ月の長きにわたり、青少年指導員として活躍されています。

青少年指導員として、地域の青少年の健全育成と非行防止に尽力されており、現在は青少年指導員会「監査」及び「深野ブロック理事」を務めておら

れます。

市民まつりや市内一斉巡視活動にも積極的に関わり、青少年指導員会活動の啓発に努めておられます。

地域教育協議会の「ふこのフレンズ」をはじめ、深野ブロックが進める多くの事業の運営に携わり、着実な活動をなさっておられます。学校・家庭・地域の連携役として活躍しておられ、他の指導員からの信頼も厚いことから、その功績が評価され、推薦されております。

次に、大東市こども会育成連絡協議会からご推薦の野村 誠様は、平成9年4月から平成10年3月の1年間、住道第一ブロックこども会育成会副ブロック長として活躍され、平成10年4月から平成15年3月、平成18年4月から現在まで、19年7カ月の長きにわたり、大東市こども会育成連絡協議会の理事として協議会発展のために、ご尽力されています。

平成17年4月から現在まで住道第一ブロックこども会育成会ブロック長として、平成29年4月から現在まで住道北小学校区こども会育成会会長として活躍されています。

協議会の活動のみならず、地元のブロックこども会や単位こども会の育成・振興に多大なる貢献をされてきました。また、市こ連主催事業において、総務部、体育部、文化部それぞれの事業に所属を問わず参画され、市内のこども会育成に大きく貢献された実績により、推薦されております。

なお、表彰対象期間といたしましては、大東市こども会育成連絡協議会の理事に就かれる以前の住道第一ブロックこども会育成会副ブロック長をされた1年に2分の1を乗じた6カ月と、住道第一ブロックこども会育成会ブロック長であり協議会理事である期間に重複のない平成17年度の1年に2分の1を乗じた6カ月を合わせた1年を、市こども会育成連絡協議会役員歴19年7カ月に加算いたしまして、合計20年7カ月を表彰対象の期間とするものです。

次に、大東市体育協会からご推薦の有田 三千子様は、平成19年4月から平成28年3月、平成29年4月から現在まで、協会の理事および常任理事として12年7カ月の長きにわたりご活躍され、協会発展にご尽力されています。

体育協会理事・常任理事として、協会と連盟間の連絡調整に貢献され、各種大会の企画・立案・運営の中心的役割を果たされ、協会の発展に寄与されています。

責任感が強く、指導力にも優れ、ミニバスケットボール教室を20年以上継続される等、生涯スポーツの普及に尽力されており、以上の功績により推薦されております。

次に、大東市公民館登録団体連絡会からご推薦の永井 登志栄様は、昭和63年4月から現在までの32年7カ月、大東市公民館登録団体連絡会の舞踊サークルの代表として活躍しておられます。平成21年4月から平成22年3月まで大東市公民館登録団体連絡会の理事として、平成22年4月から平成26年3月まで大東市公民館登録団体連絡会の副会長として連絡会発展のためにご尽力されました。

32年の長きにわたり、舞踊サークル 寿々の会の代表者として活躍され、公民館登録団体連絡会の理事・副会長として務められている間、公民館ふれあいまつりオープニングの盛会に尽力されました。総合文化センター内大掃除会では、積極的に施設管理維持向上に取り組むなど、他団体に多大な影響を与えておられます。公民館活動向上のために活躍されている功績により、推薦されております。

なお、表彰の根拠として、社会教育団体傘下の会長・副会長歴については、その期間に2分の1を乗じて得た期間を、社会教育団体の役員に在籍した期間とみなすことができると要綱に定めていますので、公民館登録団体連絡会理事に就かれる以前の、舞踊サークル代表をされた21年と、公民館登録団体連絡会副会長を退任された後、舞踊サークル代表をされている6年7カ月を合わせた27年7カ月に、2分の1を乗じた13年9カ月を、公民館登録団体連絡会役員歴5年に加算いたしまして、合計18年9カ月を表彰対象の期間とするものです。

次に、大東市文化財保護審議会からご推薦の岡村 喜史様は、平成17年10月から平成25年9月、平成25年12月25日～現在まで、14年10カ月の長きにわたり委員として本市文化財保護の推進にご尽力されています。

大東市史編纂委員として、市内の古文書の調査を精力的に進められ、市史編纂資料集の刊行に尽力されました。平成17年度から大東市文化財保護審議委員として本市の文化財保護事業について指導・助言をいただいております。長年にわたる文化財保護推進に果たされた功績を評価され、推薦されております。

令和2年度の文化の日教育委員会表彰候補者6名のご紹介は以上でございます。今年のいずれの表彰候補者も活動年数等の条件を満たしており、本市教育の振興・発展に多大な貢献をもたらされておられる皆さま方で、今年の表彰に値する功績のある方々でございます。よろしくご審議のうえ、ご議決賜わりますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

田中委員

最後の方ですが、功績調書にあります推薦団体代表者名と推薦された方が同一人物ですが、問題はありませんか。

平岡課長

大東市文化財保護審議会は現在、9名の委員の方がおられる中で、該当される方が代表の岡村様ということで、ご自身のお名前にはなりますが、推薦には支障ないということです。

水野教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

水野教育長

次に、日程第4 教委議案第32号「令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」提案理由の説明をお願いいたします。

す。

議案第32号「令和3年度 大阪府新学力テスト（すくすくテスト）について」ご説明します。本テストは、大阪府が令和3年度より新たに始める小学5・6年生対象のテストです。資料1ページをご覧ください。

趣旨・目的としましては、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけること」です。

本テストを実施し、そのテストとアンケートの結果や分析から次の取組みの充実に努めることとなっています。

児童は自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みを伸ばすことや課題の克服をすること等に取り組む。家庭は子どもの伸びや弱点を知り、子どもをほめ、励ます等によって子どもを支援する。学校は教員が子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う、教員が授業等の指導改善を図る、教員が学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる、学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。市町村教育委員会は各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導助言を行う、市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

対象は小学校5年、6年生です。5年生では、国語・算数・理科がそれぞれ20分のテスト、教科横断的な問題は40分のテスト、児童アンケートが20分程度です。6年生では教科横断的な問題は40分、児童アンケートが20分程度です。アンケート内容は目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活に活かす力等に関する内容や、学習状況、学級、授業等に関することです。

教員アンケートも実施され、対象は5・6年生の学級担任です。内容は授業や指導、学校学級の様子に関するアンケートです。

資料2ページの下の方をご覧ください。

実施日は令和3年5月27日です。この日は令和3年度全国学力・学習状況調査が実施される日です。このため、6年生は全国学力・学習状況調査で国語と算数を行い、その後、教科横断的な問題である府の新テストを実施することになります。

資料3ページをご覧ください。

テスト及びアンケートの作成にあたっては、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学などの有識者、市町村教育委員会の代表、大阪府教育庁の代表で構成された検討委員会によりテストの方向性が決定されます。

その検討委員会の方向性を受けて読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学などの有識者、市町村教育委員会指導主事、大阪府の指導主事による構成されたワーキングチームによりテストとアンケートが作成されます。

テスト及びアンケートの取扱いですが、結果の分析としては①テストの結

果分析、②アンケート結果の分析、③その他となっております。

提供資料としましては、児童に対する個人票、各校の結果、市町村の結果が提供されることになっております。なお、分析については府で行われ、学校がすぐに活用できるような資料を作成される方向となっております。

資料4ページをご覧ください。

公表についてですが、このテストの目的は子どもたちに力をつけることであり、平均点を図ることが主たる目的ではないので、府としては公表の仕方について工夫をすることです。

ただし、実施要領にも書かれているとおり、府は大阪府全体と市町村の状況について公表します。

取り扱いの配慮事項ですが、実施要領には「テスト及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼさないようにすること」とあります。

このことを踏まえ、公表については考慮する必要があると考えております。

今回、大阪府教育委員会教育長より、市町村教育委員会教育長あてに令和3年度大阪府新学力テストの参加確認について依頼がありました。本テストの参加についてご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

5年生は国語、算数、理科及び教科横断的な問題、6年生は教科横断的な問題だけとありますが、この違いについてはどういったことでしょうか。

奥村課長

実施日が同じということ踏まえ、国語、算数については全国学力学習状況調査を活用するという伺っています。

田中委員

一教科増えるということですね。

奥村課長

コロナ禍の影響もあり、来年度は国語、算数、理科が本来の教科であります。文部科学省より、来年度の全国学力学習状況調査につきましては、国語と算数、児童アンケートとなる通知を受けております。それに、同日に行うテストとして教科横断的な問題をつけ加え、大阪府独自のアンケートも行うということになっております。

田中委員

教科横断的な問題が見えにくいのですが、国語でいうところのB問題と考えてよろしいでしょうか。

奥村課長

はい、そのように考えていただければ結構です。

水野教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①大東市体育施設条例の一部を改正する条例について

⇒大東市立市民体育館の小体育室の冷暖房機器の設置工事に伴い、新たに設備利用料を定めるため、大東市体育施設条例の一部を改正する旨を報告。

意見・質問

・冷暖房費について

⇒維持管理費、設備点検費も加味し、冷暖房を統一した費用としている。

②2学期の学校行事について

⇒本市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について。運動会・体育大会、宿泊行事、文化祭・音楽発表会の実施予定、対策等について。

意見・質問

・宿泊行事への保護者同意書について

⇒旅行会社からのガイドラインを参考に、一定以上の同意を得た上で実施をしている。

・運動会の実施方法について

⇒小学校で2学年毎等に時間を分けて実施するなど、実施方法の工夫について学校ごとに取り組んでいる。

.....

水野教育長
齊藤委員

各教育委員からご意見等いただけますか。

コロナ禍において、子ども達の様子の変化はありますか。気が緩んできているようなことはありませんか。

渡邊課長

子ども達は暑い中、きちんとマスクを着けて登校していて、気が緩んでいるようなことはなく、しっかりと対策を守ってくれていると思います。

太田委員

コロナ禍によって、いじめの件数が増えているようなことはないですか。また、中学校に通う生徒が陽性だった場合、そのきょうだいを通う小学校の対応について教えてください。

渡邊課長

いじめについてですが、中学校でマスクを外していた生徒が他の生徒にしつこく指摘され、嫌な思いをし、保護者同士で話し合ったというケースはありました。

中学校で陽性反応が出た場合のきょうだいを通う小学校の対応についてですが、濃厚接触者になった場合は、保健所からの連絡により、小学校とも連携し対応を行っています。

田中委員
渡邊課長

オンライン授業の進捗状況、今後の活用についてはどうですか。

教育委員会事務局内でプロジェクトチームを立ち上げ、オンラインでの学習のあり方等、整備しているところです。民間業者による活用研修、サポートスタッフの配置など準備しています。

水野教育長

日々の業務もありますが、この機会をチャンスととらえて、例えばオンラインをしっかりと進めていく。あと、青少年教育センターや生涯学習施設、スポーツ施設では、地域の皆様とのつながりにも苦労されていると思います。1年終わった時に、コロナ禍であったけれども、教育行政をしっかりと進めることができたなと思えるように、お願いしたいと思います。

以上をもちまして、9月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年10月28日

水野教育長

太田委員